

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「薬害肝炎救済法」という）が、平成20年1月11日に参議院本会議において全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、厚生労働省の発表では、平成29年4月時点において、薬害肝炎の被害者のうち2,278人が薬害肝炎救済法による救済を受けたとしているが、企業推計では、1980年代以降、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がいまだ数多く存在する。また、現実カルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、薬害肝炎救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法前文に明記されているとおり、我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考えるとの理念に鑑みれば、附則第3条にある、給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとするとの規定にしたがって、薬害肝炎救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、薬害肝炎救済法における救済の不十分な点についても、次のとおり改正すべきである。

- 1 症状悪化の場合、請求期限を撤廃すること
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も薬害肝炎救済法の対象とすること

よって、逗子市議会は国に対し、薬害肝炎問題の全面解決に向け、被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

逗子市議会